

平成23年分 所得税の確定申告と 平成24年度 市・道民税(住民税)申告のお知らせ

■

所得税、土地・建物・株などの譲渡、相続・贈与税、電子申告(e-Tax)
室蘭税務署 (☎0143-22-4151)

市・道民税(住民税)

税務課市民税係(市役所1階⑫番窓口☎23-3331 内線264)

大滝総合支所地域振興課(☎68-6111)

確定申告書は国税庁ホームページや、e-TAXを利用して作成できるほか、申告書を市役所でもお渡ししています。
例年1月20日頃から窓口が混雑します。申告はお早めにお願ひします。

■ 所得税の確定申告が必要な方

- ① 営業、不動産所得などがある方で所得税額が生じる方
- ② 年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な方
- ③ 年末調整済みだが、他に20万円を超える所得がある方など

営業・不動産などの事業を営む方、土地・建物・株の譲渡、山林所得のある方は、市役所では、原則、お受けしていませんので、室蘭税務署で申告してください。(郵送可)

(郵送提出先)

〒051-0023

室蘭市入江町1-13 室蘭税務署

■ 市・道民税(住民税)の申告が必要な方

- ① 給与の他に収入がある方
- ② あらたに所得控除の申告をする方
- ③ 所得控除の内容を変更する方

- ④ 「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」の支払合計金額が次に該当する方(昭和22年1月1日以前生まれで148万円を超える方、昭和22年1月2日以後生まれで98万円を超える方)
- ⑤ 非課税証明書などが必要な方
- ⑥ 国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療制度のいずれかに加入している方など

※税制改正で公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、それ以外の各種所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要になりましたが、社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は、住民税申告が必要です。

※所得税の確定申告をした方は住民税の申告は不要です。住民税申告書を郵送希望の方は、担当までご連絡ください。

■ 障害者控除

満65歳以上で介護保険の要介護認定(要介護1以上)を受けている方のうち、一定の身体要件にある方は「障害者控除」を受けられる場合があります。

障害者控除対象者認定を希望される方は、市高齢福祉課介護保険係(☎23-133331 内線304~306)までお問い合わせください。

■ 震災義援金と寄附金控除

東日本大震災に係る被災地の地方公共団体への寄附金や義援金は、寄附金控除(ふるさと寄附金)の該当になります。

寄附金控除の、所得税における適用下限額は昨年同様2千円になっています。

また、平成23年度の地方税の税制改正で、市・道民税の寄附金控除の適用下限額が2千円(改正前5千円)に引き下げられました。

この改正は、平成24年度の市・道民税から適用されます。

	市役所	室蘭税務署
受付期間	住民税申告 1月6日(金)~3月15日(木)	
	確定申告(還付申告) 1月16日(月)~3月15日(木)	確定申告(還付申告) 1月4日(水)~3月15日(木)
	確定申告(納付申告) 2月16日(木)~3月15日(木)	確定申告(納付申告) 2月16日(木)~3月15日(木)
受付時間	午前8時45分~11時30分 午後1時~4時30分	午前9時~正午 午後1時~5時
受付場所	市役所分庁舎 (旧福祉センター) 1号室 大滝総合支所	室蘭税務署 (室蘭地方合同庁舎2階)

※土・日・祝日は除きます

— 確認しましょう —
申告の際に持参するもの

【共通】

収入がわかるもの
給与、年金の方は源泉徴収票の
原本※コピー不可

印鑑

【各種所得控除の場合】

健康保険、任意継続、国民年金、
介護保険などの領収書や証明書
(社会保険料控除)

生命・地震保険料控除証明書
(生命、地震保険料控除)

障害者手帳など※コピー可
(障害者控除)

配偶者の収入がわかるもの
(配偶者特別控除)

【医療費控除の場合】

病院・薬局の領収書
(受診者別、病院、薬局ごとにまと
めてください) ※〈記載例〉参照

医療費の明細書
(領収書を集計し、自分で記入して
作成)

介護保険施設などが発行する医療
費控除対象分の「利用料領収証」

※窓口での明細書作成は時間がかか
り混雑の原因になります。事前にご
自身で作成されますよう、ご協力をお
願いします

※医療費の明細書は、市の窓口や国
税庁ホームページ「確定申告等情報」
コーナーにもあります

【還付申告の場合】

申告者名義の預貯金口座がわかる
もの

〈記載例〉

平成23年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と
一緒に提出してください。

住 所 伊達市〇〇町△△番地
氏 名 市 税 太 郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
市税太郎	本人	△△医院	かぜ	12,000 ^円	円
〃	〃	〇〇薬局	かぜ薬	3,000	
市税花子	妻	□□病院	骨折入院	120,000	40,000
市税次郎	子	××クリニック	おたふくかぜ	15,000	
〃	〃	◎◎調剤薬局	おたふくかぜ薬	2,000	
市税梅子	〃	◇◇歯科	むし歯	35,000	
合 計				A 187,000	B 40,000

※この下にも記入項目はありますが、市役所で医療費チェックを受ける方は、これ以降の記入は不要です。

※記入した列ごと(例えば、△△医院12,000円)に医療費の領収書を東ね、東ねたものごとに小計を鉛筆で記入し、所定の封筒に入れて提出してください。

医療費控除

前年中に、自己または生計を一にする親族の医療費を支払った場合に、その支払った医療費の合計額から高額療養費などの補填された金額を差し引いた金額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか低い額を超過した額が「医療費控除額」になります。

注意!

医療費控除とは、所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません

【国民健康保険加入者の方へ】

収入が無くても申告を!

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が減額されます。「市・道民税(住民税)の申告が必要な方」に該当しない方でも、平成23年中の収入が無い方や、非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけの方は、住民税の申告をしていないと国民健康保険税の減額ができませんので、忘れずに申告しましょう。

※印鑑をお持ちください

☎ 保険医療課国民健康保険係

(市役所 1階④番窓口 ☎23-3331内線281、284~286)